

## 公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 33

最近改定 令和 5. 3. 31 規程 115

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 30 条の規定に基づき、公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)を就業規則第 29 条に規定する早期退職(以下「早期退職」という。)により退職した職員の再雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規程において「再雇用職員」とは、本法人を早期退職により退職し、引き続きこの規程により本法人に採用される者をいう。

2 この規程において「フルタイム再雇用職員」とは、再雇用職員のうち、常時勤務する者をいう。

3 この規程において「パートタイム再雇用職員」とは、再雇用職員のうち、常時勤務する者以外の者をいう。

### (再雇用)

第 3 条 本法人は、本法人を早期退職により退職した者が、引き続き勤務することを希望する場合には、1 年を超えない範囲内で任期を定めて勤務する職員に採用(以下「再雇用」という。)することができる。ただし、心身の故障のために業務に堪えない等、就業規則第 31 条の解雇事由に該当する場合は再雇用の対象としない。

### (再雇用時の職)

第 4 条 再雇用時の職務の級は、原則として、早期退職時の職務の級より下位とする。ただし、就業規則第 15 条第 2 項に基づく降任がなされた場合または職務の特殊性や職員の年齢構成等による欠員補充の困難性等からみて必要があると認めるときは、この限りではない。

### (任期の更新)

第 5 条 本法人は、再雇用をされた職員について、就業規則第 31 条の解雇事由に該当しない限り、あらかじめ当該職員の同意を得て、当該任期を 1 年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の任期の更新は、再雇用された日から起算して 5 年を越えないものとする。

### (試用期間)

第 6 条 再雇用職員には、就業規則第 10 条の規定にかかわらず、試用期間を設けないものとする。

### (在籍出向)

第7条 再雇用職員には、就業規則第17条の規定にかかわらず、在籍出向を命じないこととし、就業規則第21条第1項第5号に定める休職は適用しない。

(兼業)

第8条 パートタイム再雇用職員には、就業規則第43条に定める兼業を適用しない。

(勤務時間等)

第9条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、次条に定めるもののほか、公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

(年次有給休暇)

第10条 再雇用職員の再雇用をされた年の年次有給休暇は、当該職員が退職時において有していた年次休暇の日数及び時間数とする。

(自己啓発等休業)

第11条 再雇用職員には、就業規則第49条に定める自己啓発等休業を適用しない。

(表彰)

第12条 再雇用職員が公立大学法人大阪教職員表彰規程第6条に定める永年勤続表彰に該当する場合においても、これを表彰しない。

(懲戒)

第13条 再雇用職員について、定年により退職した日までの引き続く職員としての在職期間中の行為が、就業規則第52条第1項の懲戒の事由に該当したときは、これに対し懲戒に処することができる。

(給与)

第14条 再雇用職員の給与に関する事項については、公立大学法人大阪管理職員給与規程及び公立大学法人大阪教職員給与規程に定めるところによる。

(退職手当の不支給)

第15条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(互助)

第16条 パートタイム再雇用職員は、就業規則第71条の互助組合に加入しないものとする。

(就業規則の適用)

第17条 再雇用職員の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、就業規則を適用する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和5.3.31 規程115)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者の再雇用に関する経過措置)

2 公立大学法人大阪教職員就業規則の一部を改正する規則(令和5年3月31日規程第112号)附則第3項及び第4項に基づき再雇用する職員について、令和14年3月31日までの間、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程に定めるところにより、再雇用することができる。

3 前項に基づき、再雇用する職員について、就業規則第15条第2項に基づく降任がなされた場合、第4条の規程は適用しない。

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第5条第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「5年」となるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年3月31日までの期間に60歳で定年した者	5年
令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間に61歳で定年した者	4年
令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間に62歳で定年した者	3年
令和9年4月1日から令和11年3月31日までの期間に63歳で定年した者	2年
令和11年4月1日から令和13年3月31日までの期間に64歳で定年した者	1年